

2017年8月23日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室 パブリックコメント担当 御中

日本生活協同組合連合会

「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する意見

福島第一原発事故の対応に要する費用は、当初 11 兆円の想定が 21.5 兆円に倍増しました。原子力発電所がひとたび事故を起こしたならば、想定以上の莫大な費用がかかるということ、それ以上に事故の影響を受けた人々の暮らしが破壊されることの深刻さを私たちは重く受け止めています。この責任は、東京電力とそれを監督する国が担うべきであり、原発の廃炉や賠償費用について広く国民的な議論の上で理解を得ることが重要です。こうした議論の上で、不足する事故処理関連の費用をどのように回収をしていくかを提起すべきです。こうした議論を抜きに、国民の目の届きにくい託送料金で回収するような方策は行うべきではありません。

私たちは、2016 年末に行われた「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ案」への意見募集に対して、上記のような立場から意見を提出させていただきました。しかし今回の規則改正案については、残念ながら私たちの意見は全く反映されておりません。被災者支援強化の必要性から最終的に国民負担が避けられないとしても、電力システム改革の理念や公正さ、国民負担に関わるこうした制度変更は透明性を持った議論を通じて幅広い理解の下に進められるべきです。

施行規則の改正にあたって、再度同様の意見を提出させていただきます。

【該当箇所；第五節の二賠償負担金の回収等】

（意見）賠償費用の積立金「過去分」を託送料金に上乗せして回収する制度変更はおこなうべきではありません。

（理由）

第一に、原発事故の賠償費用の積み立て不足は想定外の甘さに起因するものであり、その責任は第一義的には安全対策を十分に行わなかった東京電力と国にあるといわざるを得ません。託送料金など電気料金に上乗せして広く消費者に負担してもらおう制度を提起する前に、東京電力と国の責任について明らかにするべきです。

第二に、近年増えている新電力の中には、消費者からの要望を受け原子力発電に頼らず再生可能エネルギーを主体とした電気を調達し販売しているところがあります。過去、原子力発電による電気を利用した需要家に請求すべきだった費用を、今後原発の電気を利用するかどうか分からない需要家に請求するという制度は、多くの消費者の納得はえられません。

【該当箇所；第五節の三廃炉円滑化負担金の回収等】

（意見）廃炉会計制度を今後も維持するためとして、東電以外の電力会社の廃炉費用についても託送料金の仕組みを使って回収するような制度変更はすべきではありません。

(理由)

第一に、原子力発電所の廃炉に関わる費用は、当然のことながら発電費用の一部です。したがって廃炉費用は、原子力発電の電力を販売する事業者がその販売価格の中に含めて回収すべきものです。これは火力発電であれ水力発電であれ再生可能エネルギー発電であれ、全ての発電方法について共通の考え方です。

第二に、原子力発電についてのみその廃棄の費用を託送料金に上乗せして回収するということは、特定の発電方法を優遇することであり、電力システム改革の理念である公平公正な競争に反します。

第三に、託送料金は送配電に関わる費用であり、その公共的な役割ゆえに総括原価方式が認められているものです。託送料金への上乗せは、電力を利用するすべての消費者に負担を求めることになり、原子力発電以外の電力を利用する消費者、原子力発電の電力を利用したくないと思っている消費者の選択を不可能にするもので、理解は得られません。これは、電力システム改革でめざす「消費者が電力を選べる」という理念に反するものです。

以上